2024年度 主な事業一覧

1相談などの事業

相談		すべての被害者に対する事業の基本として、ひかり協会職員・専門家等による日常的・専門的相談を行います。 特に障害のある被害者に対しては「私の生活設計と協会援助プラン」を実現するために計画を立てて相談活動を行います。
自主的健康管理の援助	救済事業協力員活動	健診（検診）の受診、健康懇談会等へのお誘いなど、協力員による「呼びかけ」活動を通じて「連帯して健康を守るネットワークづくり」を行います。
	健康懇談会	被害者の自主的健康管理に役立つように、生活習慣病などの重症化予防、フレイル対策などについて健康懇談会を行います。
	「私の健康ノート」等	自主的健康管理に活用するために「私の健康ノート」やリーフレットなど、希望する被害者に配付します。
症状別課題別懇談会		障害のある被害者とその親族を対象に、被害者の生活設計の実現のため症状別課題別懇談会を行います。
現地交流会		被害者などが救済事業について理解を深め、被害者同士の連帯を深めることができるように現地交流会を行います。
自主的グループ活動・ふれあい活動		別に定める実施要綱に基づき被害者が「自主的グループ活動」を行う場合、また守る会会員や協力員が入所施設や地域で生活する障害の重い被害者を訪問する「ふれあい活動」を行う場合、助成金を支給し、被害者の自主性や連帯の促進を図ります。
調査・研究及び広報		被害者救済に必要な疫学研究など各種研究を行います。協会会報「ふれあい」は年４回発行します。

2保健・医療、生活の保障・援助などの給付事業（概要）

事業		事業内容	支給対象	支給要件	支給額など
保健・医療	公的制度等の健診	協会検診 検診費	ひかり手当、健康管理費特１級・１級・２級受給者が対象	①次のいずれかの検診を、主治医や検診委託契約を締結した医療機関で受けた場合 基礎検診、がん検診、歯科検診、皮膚特別検診 ②補足介護費・継続補足介護費・継続介護費の対象者、障害者総合支援法の施設入所支援及び「介護保険の施設サービス」（注４）の利用者が検診受診時に医療機関の特別な介助を要した場合	受診希望者は事務所へ申し込み、受診予定日を決め受診する ①の場合、費用の支払いは原則として事務所より直接医療機関へ行う がん検診は肺･胃･大腸･乳･子宮。前立腺がん検診は希望者のみ ②の場合、5,000円を限度に実費支給 ※１検査項目につき年１回の援助
		検診費	アンケート①の被害者（注１）が対象	次のいずれかの健診（検診）等を受けた場合 ①特定健康診査 ②自治体が実施するがん検診および骨密度検査等 ③国民健康保険や協会けんぽ等の健診およびがん検診（人間ドック） ④医療機関等が実施する人間ドック ⑤歯科検診 ⑥健診（検診）受診時に協会が定める「追加検査」を受診する場合 ⑦特定保健指導を指定された期間内に受けた場合	①～④の場合、合計で12,000円を限度に実費支給 ただし、基礎検診の項目と肺・胃・大腸の各がん検診を受診していることが基本。加えて乳がん・子宮がん検診を受診する場合は15,000円を限度に支給 受診対象年度でない胃がん・乳がん・子宮がんの検診費用も上限額を設けて支給 前立腺がん検診が①～④になく医療機関で受診したときは費用の半額（1,700円を限度）を支給 ⑤の場合、5,000円を限度に実費支給 ⑥の場合、1,500円を限度に実費支給 ⑦の場合、10,000円を限度に実費支給 ※１検査項目につき年１回の援助
	検診付随費	交通費	次の者が対象 ◆ひかり手当、健康管理費特１級・１級・２級受給者 ◆無医地区・準無医地区在住者 ◆理事長が認めた離島在住者	検診受診時に交通費が発生した場合 （離島在住者の場合は、事前に事務所に相談をしてください）	自宅（日常的居所）と同一都道府県内の健診（検診）受診場所までの最も経済的な経路の公共交通機関の運賃（注２）を支給
	医療費	診療費 入院時食事療養費 入院時生活療養費 入院（室料）差額	アンケート①の被害者（注１）が対象	①医療機関にかかり医療保険制度適用の診療費を支払った場合 ②入院時に食事療養費を支払った場合 ③入院時に生活療養費を支払った場合 ④入院時に室料差額を支払った場合 ⑤がんで終末期医療を入院して受け、室料差額を支払った場合 ⑥生活手当受給者が入院時に室料差額を支払った場合 上記④と⑥の場合は、障害等のため同室の患者の療養に影響を及ぼすなどにより特別療養環境室（差額ベッド）の利用を選択せざるを得ないとき	①の場合、医療保険制度適用の診療費自己負担額（高額療養費・付加給付・公費医療などが適用される場合は控除後の額）を支給 ②の場合、〔食事療養標準負担額×50％×食事の回数〕を支給 ただし、自治体等の援助がある場合は、〔その額を控除後の50％×食事の回数〕を支給 ③の場合、〔生活療養標準負担額×50％×（食事は食事の回数、居住費は入院日数）〕を支給 ただし自治体等の援助がある場合は、〔その額を控除後の50％×（食事の回数・入院日数）〕を支給 ④の場合、〔室料差額徴収額（税込）×50％×入院日数〕を支給 ただし、１日につき4,000円が限度 ⑤と⑥の場合、〔室料差額徴収額（税込）×入院日数〕を支給 ただし、１日につき8,000円が限度 なお、⑤の場合は90日が限度	＜申請時に添付が必要なもの＞ ①～⑥の場合、所定の申請書に領収書の添付が必要。領収書には受診者氏名、保険・保険外別の金額、医療機関名（院外薬局名）、押印などがあること ④～⑥の場合、別途所定の申請書の添付が必要
		配食体験援助費	知的障害や精神障害等のあるひかり手当、健康管理費特１級受給者が対象	生活習慣病の治療と予防及び低栄養の予防・改善のための体験を目的に配食サービスを利用し、医師と保健師等から定期的な指導を受けている場合（事務所の事前の承認が必要）	１日１食分の配食サービス利用料の半額（１食あたり700円を限度）を支給
	医療付随費	交通費	①次の者が対象 ◆ひかり手当、健康管理費特１級・１級・２級受給者 ◆無医地区・準無医地区の在住者 ◆理事長が認めた離島在住者 ②上記以外で、がん・ウイルス性肝炎の治療を受ける被害者が対象	在住する都道府県内の医療機関で治療を受ける場合 ①の離島在住者の場合は、事前に事務所に相談をしてください ②のがん・ウイルス性肝炎の治療を受ける被害者は年１回所定の診断書の提出が必要	①の場合、自宅（日常的居所）と原則として同一都道府県内（県境の市町村在住者の場合は隣県の隣接市町村も可）の医療機関までの最も経済的な経路の公共交通機関の運賃（注２）を支給 ②の場合、①の50％を支給
		入院付添費	生活手当受給者が対象	障害のため付添を付けざるを得ないとひかり協会が認めた場合（別途所定の申請書の添付が必要） ①親族等が付き添った場合 ②家政婦等事業所から派遣された者が付き添った場合	①の場合、１日3,000円を支給 ②の場合、１日10,000円を限度に実費支給 ただし、①②ともに、継続補足介護費、継続介護費を受給している場合はその金額を該当月分の入院付添費から差し引く
		文書料	アンケート①の被害者（注１）が対象	①協会が提出を求めた文書の場合 ②特定医療費（指定難病）支給認定申請・自立支援医療認定申請・インターフェロン等治療受給者証の交付申請の文書料の場合	①の場合、実費を支給 ②の場合、6,000円（税込）を限度に実費支給
	健康管理費		2010年３月末までに健康管理費対象者基準に該当している者が対象	次の２つを満たす場合 ①一定以上の病状があるため、家庭生活・社会生活に何らかの制限を受け、主治医から計画的・継続的な健康管理指導を受けている場合 ②年１回現況確認の面接や必要な書類提出等の手続きを行っている場合	支給月額　特１級　30,000円（特１級は元調整手当対象者） １級　20,000円 ２級　10,000円
	健康管理手当		ひかり手当・健康管理費を受給する世帯が生活保護を受給した場合	次の２つを満たす場合 ①健康管理手当対象者基準に該当する場合 ②年１回現況確認の面接や必要な書類提出等の手続きを行っている場合	支給月額　１級　30,000円～45,000円 ２級　20,000円～30,000円 ３級　10,000円～20,000円

事業	事業内容		支給対象	支給要件	支給額など
生活の保障・援助	ひかり手当	生活手当	1995年３月末までに生活手当の支給基準に該当する者が対象	次の２つを満たす場合 ①国民年金法の障害基礎年金１級または２級を受給している場合 ②年１回現況確認の面接や必要な書類提出等の手続きを行っている場合	年金１級受給者の場合 支給月額　63,140円 年金２級受給者の場合 支給月額　80,092円
		調整手当	2022年３月末時点で調整手当支給対象に該当する者	次の２つを満たす場合（注３） ①既存障害が「心身障害の指標」に該当している場合 ②年１回現況確認の面接や必要な書類提出等の手続きを行っている場合	支給月額　１級　73,800円 ２級　66,600円 ３級　29,700円
	後見・介護費	後見等援助費	ひかり手当、健康管理費特１級受給者が対象 （ただし右欄の②③④は継続介護費受給者を除く）	①成年後見制度の申立て費用を支払った場合 ②成年後見制度の後見人等の報酬を支払った場合 ③日常生活自立支援事業のサービス利用料を支払った場合 ④施設入所または精神疾患に係る疾病（認知症含む）で入院し金銭管理料を支払った場合	①の場合、１申立につき15万円を限度に支給 ②～④の場合、その合計額を、月額20,000円を限度に支給 ただし、④は月額1,000円を限度に支給 ②の場合、援助の対象期間は報酬付与の審判で報酬の対象となっている期間の終了日より３年以内
		介護福祉利用費	生活手当受給者が対象 （ただし継続介護費受給者を除く）	＜障害者総合支援法のサービスを利用の場合＞ ①「自立支援給付」を利用している場合 ②「地域生活支援事業」のサービスを利用している場合 ③「地域生活支援事業」の住宅改修費の給付を受けている場合 ＜介護保険のサービスを利用の場合＞ ④「介護給付」「介護予防給付」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」における「高額介護予防サービス費に相当する事業」のサービスを利用している場合 ⑤「市町村特別給付」のサービスを利用している場合 ⑥「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」を利用している場合 ⑦住宅改修費の給付を受けている場合	①の場合、自己負担（利用者負担上限月額）を全額支給 ②の場合、月額15,000円を限度に支給 ③の場合、「地域生活支援事業」の給付対象になる住宅改修工事を、20,000円を限度に支給 ④の場合、自己負担（利用者負担上限月額）を全額支給 ⑤の場合、自己負担（自治体が定める費用）の合計額を、月額15,000円を限度に支給 ⑥の場合、年間（４月～３月）10,000円を限度に支給 ⑦の場合、介護保険の給付対象になる住宅改修工事を、20,000円を限度に支給
			◇調整手当、健康管理費特１級受給者が対象 ◇上記以外の65歳未満で障害者総合支援法の支給決定を受けた者、介護保険の受給権者になった者が対象		①・②・④・⑤の場合、サービス利用に伴う自己負担の合計額を、月額15,000円を限度に支給 ③の場合、「地域生活支援事業」の給付対象になる住宅改修工事を、10,000円を限度に支給 ⑥の場合、年間（４月～３月）5,000円を限度に支給 ⑦の場合、介護保険の給付対象になる住宅改修工事を、10,000円を限度に支給
			生活手当受給者が対象（ただし継続介護費受給者を除く） 調整手当、健康管理費特１級受給者が対象	ただし、ストーマ用装具、おむつの援助は、障害者総合支援法の施設入所支援を利用している場合、「介護保険の施設サービス」（注４）を利用している場合、及び入院中の者は除く	＜障害者総合支援法や介護保険法に基づき下記の給付を受け、負担上限額を超えて自己負担が発生する場合＞ ①補装具の購入または修理の給付を受けている場合 ②日常生活用具給付等事業の給付・貸与等の給付を受けている場合 ③介護保険の福祉用具貸与等の給付を受けている場合 ④日常生活用具の据付・関連工事、住宅改造の給付を受けている場合 ＜ストーマ用装具、おむつを利用している場合＞ ⑤日常生活において介護を受け、ストーマ用装具、おむつを使用し購入費が発生する場合 ⑥日常生活用具給付等事業のストーマ用装具、おむつの給付を受け、負担上限額を超えて自己負担が発生する場合	①の場合、負担上限額を超えた自己負担額を10万円までは全額支給。10万円を超える場合は、超えた額の80～90％を支給 ②～④の場合、負担上限額を超えた自己負担額の50％を支給 ただし、①～④は１品目につき30万円が支給限度 ⑤と⑥の場合、その合計額を、月額15,000円を限度に実費支給（尿取りパッド、紙パンツ、おむつカバーを含む。ただしサラシ、ガーゼ、パウダー等衛生用品は除く） ①の場合、負担上限額を超えた自己負担額を10万円までは全額支給。10万円を超える場合は、超えた額の80～90％を支給 ②～④の場合、負担上限額を超えた自己負担額の50％を支給 ただし、①～④は１品目につき20万円が支給限度 ⑤と⑥の場合、その合計額を、月額10,000円を限度に実費支給（尿取りパッド、紙パンツ、おむつカバーを含む。ただしサラシ、ガーゼ、パウダー等衛生用品は除く）
		補足介護費	ひかり手当・健康管理費特１級受給者が対象（ただし継続補足介護費、継続介護費との併給は不可）	①介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスを利用した場合（「介護福祉利用費」の援助内容に該当しないもの） ②障害者総合支援法の障害支援区分１以上または介護保険制度の要支援１以上の場合であって、介護態勢の確保が困難なために公的制度以外の介護サービス（ひかり協会が規定するもの）を利用した場合	①と②の場合、その合計額を、次の月額を限度に実費支給 生活手当受給者　30,000円 調整手当・健康管理費特１級受給者　20,000円
		継続補足介護費	2022年３月末での「補足介護費」の受給者が対象	次の２つを満たす場合 ①継続補足介護費の支給基準に該当している場合 ②年１回必要な届出と現況確認の面接を受けている場合	支給月額　１級　40,000円 ２級　30,000円 ３級　20,000円
		継続介護費	従来の「介護料１」の受給者が対象	次の２つを満たす場合 ①継続介護費の支給基準に該当している場合 ②年１回必要な届出と現況確認の面接を受けている場合	支給月額　A　91,400円 B　73,120円 C　54,840円
	施設利用助成金		ひかり手当、健康管理費特１級受給者が対象	障害者総合支援法または介護保険のサービスを利用し、施設または事業所等に通っている場合	本人・介護人の交通費（注２）の合計額を、月額20,000円を限度に支給
			生活手当受給者が対象	障害者総合支援法の施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）を利用している場合、または「介護保険の施設サービス」（注４）、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等を利用している場合において、親族または後見の責任を持つ者が面会したとき	親族または後見に責任を持つ者の交通費（注２）の合計額を、月額10,000円を限度に支給
	生活充実助成金		ひかり手当、健康管理費特１級受給者が対象	ただし、障害者総合支援法の施設入所支援を利用している場合、「介護保険の施設サービス」（注４）を利用している場合、及び入院中の者は除く 障害症状のために社会との関わりを持つことが課題となっている者のうち、次の取組を行う場合でかつ、本人からの申請に基づきひかり協会が認めたとき（注５） ア．生涯学習、文化、健康づくり等の活動などに参加している場合 イ．障害症状により外出が困難なため在宅で生涯学習、文化、健康づくり等に取り組む場合	①次に該当する費用の合計額を、月額10,000円を限度に支給 ア．参加に必要な本人・介護人の交通費（注２） イ．規定により支払わなければならない経費の一部（飲食代、旅行代など除く） ②取組に必要な年会費、教材費・材料代などの経費を、年間10,000円を限度に実費支給
				障害者総合支援法の共同生活援助（グループホーム）、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等に入居している被害者が、生活充実のために帰宅する場合で、かつ本人からの申請に基づきひかり協会が認めたとき	本人・介護人の交通費（注２）の合計額を、月額10,000円を限度に支給
				障害者総合支援法の施設入所支援、及び「介護保険の施設サービス」（注４）を利用している者が、生活充実のために「外出の機会」（帰宅を含む）を確保する場合で、かつ本人からの申請に基づきひかり協会が認めたとき	①本人・介護人の交通費（注２）の合計額を、月額10,000円を限度に支給 ②被害者の介護のための自費によるヘルパー（親族やボランティアを除く）の利用料を、月額10,000円を限度に支給

（注１）アンケート①の被害者とは常時ひかり協会と連絡を希望する方です。
（注２）公共交通機関の運賃は、障害者割引等が利用できる場合は控除後の運賃とします。また、自家用有償旅客運送を利用した場合の運賃も公共交通機関の運賃とみなします。
なお、自家用車等を使用した場合は１km23円で換算します。
（注３）調整手当受給者が障害基礎年金を受給した場合は調整手当から健康管理費特１級の対象となるため、すみやかに現地事務所に連絡してください。
（注４）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院
（注５）外出や社会参加が困難な状況により判断し、新たに始める取組に対して援助します。
＊申請にあたっては、所定の申請書に領収書等の添付が必要です。
＊支払った費用の給付は、原則として支払日の属する月の３ヵ月後の月末までに申請されたものが対象となります。
＊上記の事業についての申請手続きやご質問は、最寄りの事務所におたずねください。